

第 93 号議案

豊後大野市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

豊後大野市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

本市一般職の職員の給与改定の状況等に鑑み、市長及び副市長の給与について改定を行
いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 豊後大野市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成17年豊後大野市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」とあるのは、「100分の170」を「100分の125」とあるのは、「100分の165」に改める。

第2条 豊後大野市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」とあるのは、「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。